

西宮市立留守家庭児童育成センターの指定管理者の指定について

西宮市では、西宮市立留守家庭児童育成センターについて、次のとおり指定管理者を指定しました。

1. 対象施設

西宮市立鳴尾東留守家庭児童育成センター（西宮市笠屋町30番50号）

西宮市立甲子園浜留守家庭児童育成センター（西宮市古川町1番65号）

2. 指定管理者として指定した団体

団体名 株式会社 明日葉

代表者 代表取締役 大隈 太嘉志

所在地 東京都港区芝四丁目13-3 PMO田町東10F

3. 指定管理者に行わせる業務

- (1) 児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後健全育成事業を行うこと
- (2) 西宮市立留守家庭児童育成センター条例（以下「条例」という。）第6条に規定する留守家庭児童育成センターの利用の許可及び不許可に関する事務を行うこと
- (3) 条例第7条に規定する留守家庭児童育成センターの利用の許可の取消し等に関する事務を行うこと
- (4) 留守家庭児童育成センターの施設及び設備の維持管理を行うこと
- (5) その他留守家庭児童育成センター設置の目的を達成するため市長が必要と認める業務

4. 指定期間

令和6年4月1日から令和10年3月31日まで